

親子(面会)交流支援事業 が始まります！

～健やかな子どもの成長を願って～

親子交流とは、子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的にまたは継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだりして交流することです。離れて暮らしていても、子どもにとってお父さんお母さんは大切な存在です。離婚した父母が自分たちだけで親子交流を行うことが難しい場合に、親子(面会)交流を支援します。

支援対象者

次の要件をすべて満たす方

- ・年齢が概ね 15 歳未満(中学生まで)の子どもがいること
- ・子どもと同居する親が豊中市内に住所を有していること
- ・離婚された方で、父母間で親子交流について調停調書、公正証書などの取り決めがあること
- ・当事業の支援を受けて親子交流を実施することに父母間で合意していること
- ・当事業のルール(暴力暴言、子どもの連れ去りなどの禁止行為)を遵守できること

利用料等

・無料です

※提出書類にかかる費用、事前面接や親子交流に要する交通費等は、ご自身で負担いただきます

・父母の所得要件はありません

申込方法

まずは豊中市立母子父子福祉センター(06-6852-5160)へお問い合わせください

お問い合わせ時に親子交流支援に必要な提出書類や手続き等の詳細をご説明いたします

親子交流支援の実施(公益社団法人 大阪ファミリー相談室に委託して実施します)

- ・最初に事前面接を行い、事情をお聞きし、支援方針や利用条件等を決めます
- ・支援申込手続きをし、親子交流支援を実施します
- ・支援する期間は最初の親子交流を実施した日から最長 1 年です
- ・支援終了後は父母が自ら親子交流が継続されることを目標としています

※裏面もご覧ください

お問合せ・申込先

豊中市立母子父子福祉センター [TEL:06-6852-5160](tel:06-6852-5160)

社会福祉法人豊中市母子寡婦福祉会(豊中市立母子父子福祉センター指定管理者)

〒561-0881 中桜塚 2-29-31 地域共生センター東館(まるぱらっと内)

親子交流(面会交流)支援事業の流れ

- ① 親子交流支援のお問合せ・お申込み(父母それぞれからの申し込みが必要です)
- ② 支援対象要件の確認
- ③ 事前面接予約・事前面接・支援実施の申込み
- ④ 親子交流日程の決定
- ⑤ 親子交流の実施

